

諫早市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年4月21日

諫早市監査委員 谷 口 啓  
諫早市監査委員 森 口 恭 子

## 令和2年度随時監査結果報告

1 監査の対象 商工振興部 商工観光課

2 監査の期間 令和3年3月11日(木)～3月26日(金)

3 監査の方法

監査の実施にあたっては、諫早市監査基準に基づき、関係帳簿類の提出を求め、その内容が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを監査し、また必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の結果

監査の結果、一部において改善すべき事項が見受けられたのでその状況を記載する。

○ 結の浜マリパーク利用料(雑入)の収入事務について改善を求めるもの  
【指摘事項】

結の浜マリパーク利用料(雑入)は、任意の協力金として寄附金的な取り扱いで収納されている。これを寄附金として捉えた場合、地方財政法第4条の5によると、寄附金を割り当てて強制的に徴収(これに相当する行為を含む。)するようなことをしてはならないと規定されているが、市のホームページには、シャワー、コインロッカー利用協力金を除き、各施設の「施設利用協力金」として金額が示されている。また、諫早市会計規則第25条第1項によると、寄附金を私人に徴収又は収納の事務を委託する場合は、会計管理者と協議のうえ、市長の決裁が必要であると規定されているが、手続きがなされないまま業者に収納を委任している。

また、結の浜マリパーク利用料(雑入)を公の施設の利用にかかる受益者(利用者)負担と考えると、使用料や利用料金とする必要がある。これらは地方自治法第228条及び同法第244条の2第9項で条例に定めるよう規定されているが、諫早市結の浜マリパーク条例には定められていない。

については、地方財政法及び地方自治法に則った適正な収入事務に改善するよう遅滞なく取り組まれない。